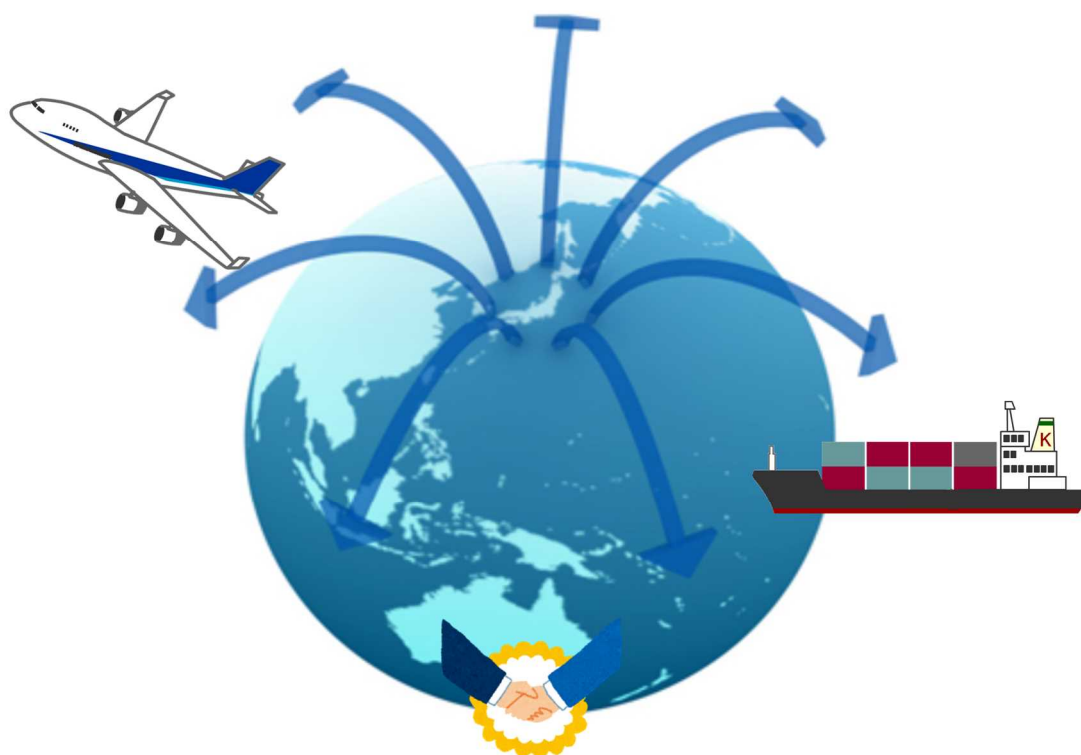


2025. 2

貿易ニュース鹿児島

Kagoshima Trade News



Contents

海外レポート（シンガポール）	1
Information	9
新着図書情報	13
外貿港情報（鹿児島港・川内港・志布志港）	14
貿易相談のご案内	23
通訳・翻訳のご案内	24
メーリングリスト、貿易協会公式 Instagram のご案内	25
新規入会会員募集のご案内	26

(別巻)

鹿児島税関支署管内貿易概況（11月）

「超画期的」なシンガポールの渋滞緩和策について

一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）シンガポール事務所

所長補佐 福山 紘生

1. はじめに

2024年4月から一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）シンガポール事務所に赴任しております福山と申します。赴任してからもうすぐ1年となり、現地での生活にもかなり慣れてきました。



シンガポールで生活する中で感じることの1つに「渋滞がほとんどない」という点が挙げられます。人口密度が低い地域であれば、渋滞がないことに疑問を抱くことはありませんが、シンガポールの人口密度は2024年の公式データで8,207人/km²と、同年の東京都の約6,400人/km²を大きく上回っています。さらに、国別で見ると、2021年時点でモナコに次いで世界第2位の人口密度を誇り、世界的にも人口密度が高い国であることがわかります。

では、なぜこのような高い人口密度を誇りながら、街中には渋滞がほとんど発生しないのでしょうか。本稿では、その理由となる、「超画期的」ともいえるシンガポールの渋滞緩和策についてご紹介したいと思います。

なお、文中の意見に関する部分は、あくまで私個人の見解であることをご留意いただければ幸いです。

2. 車両割当制度 ～乗用車の数、簡単には増やしません！～

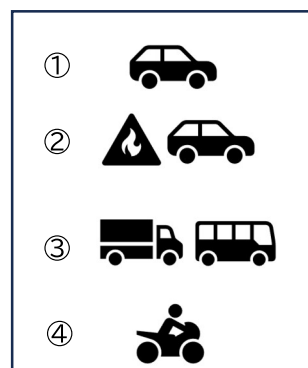
鹿児島県内での移動手段として、多くの方がはじめに思い浮かべるのは自家用車ではないでしょうか。移動手段が自家用車中心の、いわゆるクルマ社会である鹿児島では、一家に一台以上の自家用車を所有することは一般的なことです。しかし、シンガポールでは「一家に一台自家用車がある」といった状況は見られません。その理由は、「車両割当制度」による徹底した乗用車数の規制にあります。はじめに、こちらの制度についてご紹介いたします。



写真1：現地の道路の様子

（1）制度の概要

車両割当制度とは、シンガポールで使用できる車両の数を制限する制度です。1975年にはシンガポールの車両増加率は年率12%ほどに達し、狭い国土に車があふれ、特に都市部では渋滞が深刻化していたと言われていました。そこで、国内の車両数を管理することを目的に、1990年にこの制度が導入されました。シンガポール国内の車両を、①排気量が1,600cc以下の四輪車、②排気量が1,600ccを超える四輪車、③貨物車・バス、④二輪車に区分し、それぞれの車両の総数をシンガポール政府で一括管理します。これにより、車両の急増を防ぎ、結果として渋滞の予防につながっています。

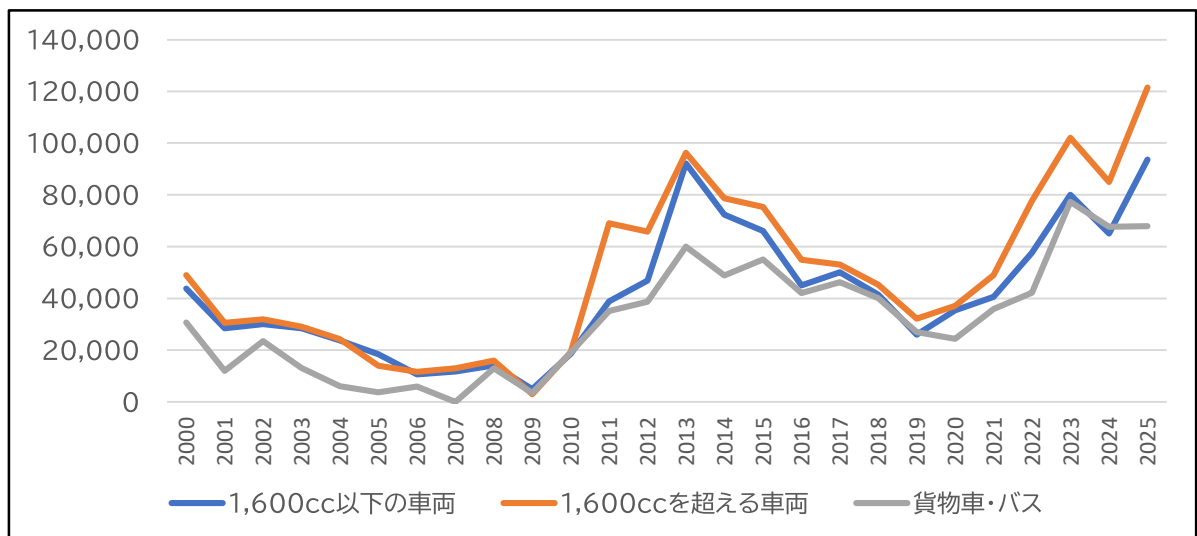


具体的にどのようにして車両の総数を管理しているのか、疑問を抱かれる方もいらっしゃるかと思います。車両総数管理の鍵となるのが、車両所有権証明書（COE：Certificate of Entitlement、以下COE）です。シンガポールでは、そもそもこのCOEがなければ車両の所有や使用は認められません。仮に運転免許や車の購入資金を持っていても、COEがなければ車を購入することができないのです。このCOEの発行数を調整することにより、シンガポール政府は国内の乗用車数を管理しています。

なお、COEには、先ほどご紹介した①～④の各車両に対応する4種類のCOEと、二輪車以外のすべての車両に適用可能な「オープンカテゴリー」という5番目のCOEのあわせて5種類があり、それぞれ発行数や価格が異なります。

では、これらのCOEはどのようにして取得するのでしょうか。結論から言うと、COEはシンガポール政府が月に2回実施する入札を通じて取得することができます。政府は発行済みCOEの総数を考慮し、その時々発行可能な新たなCOE数を公表し、COE取得希望者に対して入札を実施します。しかし、以下の表1に示すとおり、近年は落札価格が高騰しており、2025年1月には1,600cc以下の車両用COEが約94,000S\$（約1,070万円、1シンガポールドル=114.1円（2025.1.20レート・以下同））、1,600ccを超える車両用COEが約121,501S\$（約1,386万円）となり、非常に高額で取引されています。

表1：COE価格（S\$）の推移（各年1月時点と比較）



（出所：LTA（陸上交通庁）COE Bidding Results, Quota Premium and Prevailing Quota Premium 2000～2025 を基に作成）

COEの価格は発行数、景気状況、消費者心理などに大きく影響されます。シンガポール政府がCOEの発行数を減少させると予想される場合や、物価が上昇している状況では、COE価格は高騰する傾向があります。

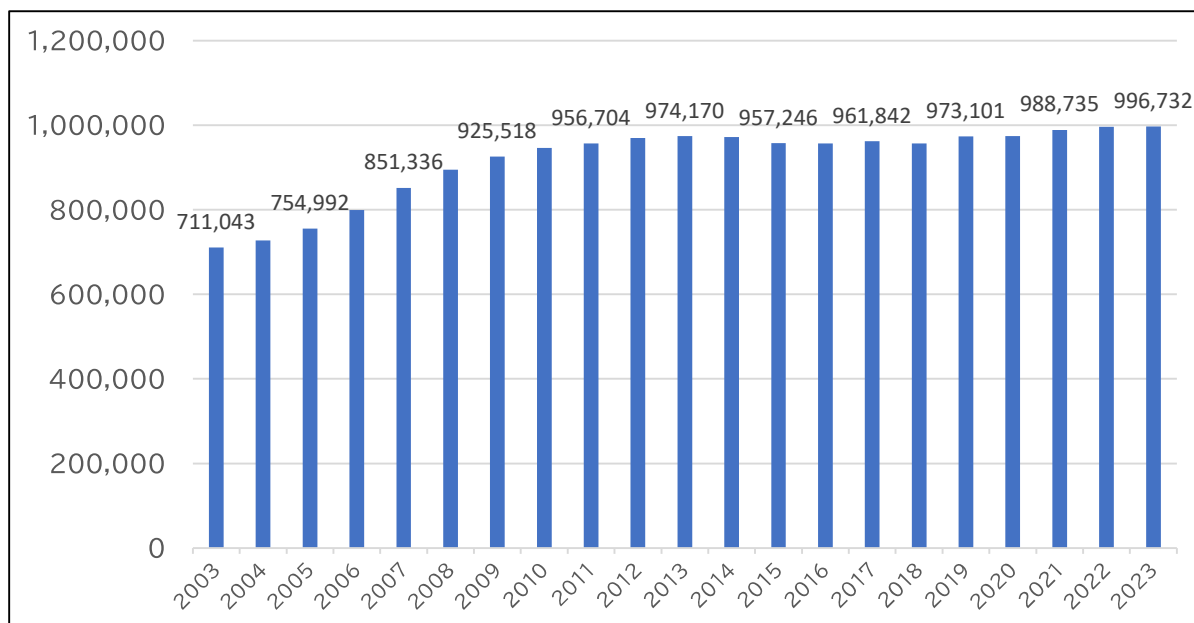
車を所有する権利を得るためにこれだけの額が必要であることを考慮すると、車を所有することへのハードルの高さを実感することができると思います。さらに、COEの有効期限は取得から10年間であり、10年の期限が満了すると、再度料金を支払ってCOEの更新を行わない限り、COEは無効となり、保有していた車両は登録が抹消され、処分されてしまいます。したがって、車両を継続して所有するためには、さらなる費用が発生することになります。

(2) 制度の効果

COEを通じて車両の総数管理を行う画期的な制度の効果もあり、シンガポールでは車両台数が急激に増加することはありません。その結果、道路には車両があふれることなく、渋滞が発生しにくい環境が保たれています。

実際にデータ（表2）を見てみると、車両台数は年々少しずつ増加しているものの、急激な増加は見られません。

表2：登録車両総数（台）の推移



（出所：LTA（陸上交通庁）Annual Vehicle Statistics 2023、CLAIR REPORT421「世界に誇るシンガポールの交通政策」のデータを基に作成）

また、自動車の保有率という観点から見ると、日本とシンガポールの差が一層明確になります。

日本人には驚きかもしれませんが、2025年1月時点でのシンガポールにおける自動車保有率は約32%となっており、国民の約1/3しか自動車を保有していない計算になります。対して、日本の近年の自動車世帯保有率は約80%とされており、シンガポールとの間には大きな差があります。国土の広さや公共交通機関の整備状況なども影響していると思われませんが、車両割当制度によってシンガポール政府が車両数を管理していることが、シンガポールの自動車保有率が低い大きな要因の1つであると考えられます。車両割当制度の効果は、このように直接的に車両数の抑制に現れており、渋滞の緩和につながっているといえます。

3. 代替の交通機関の発達 ～代わりにこちら、使ってください！～

車両割当制度について、ある程度ご理解いただけたかと思います。ただし、「車両総数を制限されると国民は困るのではないか」と思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この点についても、シンガポール政府は上手く対策を講じています。続いて、シンガポール国内における自家用車の代替となる交通手段についてご紹介します。

(1) MRT

先述の内容で少し感じられたかもしれませんが、シンガポール政府は「脱クルマ社会」を目標に掲げ、さまざまな取組を進めています。その取組の一つが公共交通機関の整備・拡張であり、MRT (Mass Rapid Transit) はその中心的な役割を担っています。MRTは一言で言うとシンガポールの鉄道で、都市部では地下を、郊外では高架を走行しています。

1987年に開業したMRTは、現在国内に6路線が敷設されており、その網はシンガポール全域に広がっています(表3)。

全線の総延長は200km以上、駅数は140を超え、利用者は1日あたり300万人を超える、大規模な交通機関です。運行は毎日午前5時半ごろから深夜まで行われており、通勤ラッシュの時間帯(午前7時~9時)には列車の間隔は2~3分、オフピーク時は約5~7分となっています。運賃は走行距離に応じて決まりますが、最も高い区間でも約2.5S\$ (約285円)と、非常に手頃な価格設定となっています。手頃な価格で広範な交通網を誇り、列車の間隔も比較的短いため、私自身も通勤やプライベートで頻りに利用しています。

また、利用時に気になる決済方法についてですが、イージーリンク (EZ-Link) という非接触型ICカード (日本でいうSuicaのようなカード) や、クレジットカード・デビットカードのタッチ決済が一般的です。クレジットカードのタッチ決済も利用できるため、手元に準備しておけば、観光客の方でも簡単に乗車することが可能です。

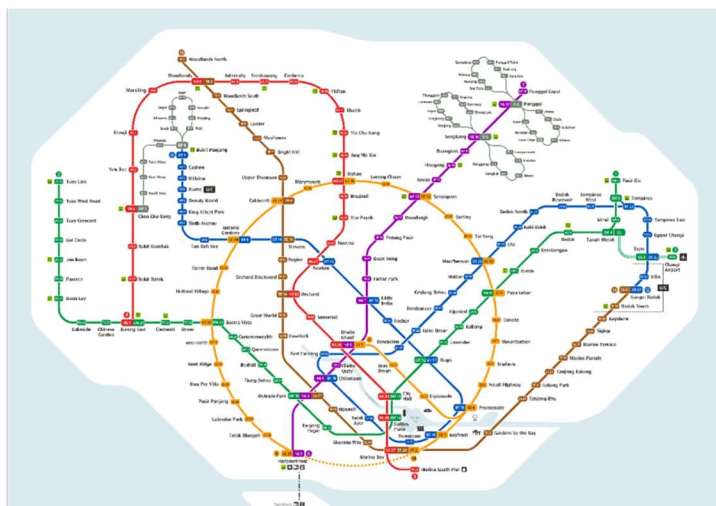
また、利用時に気になる決済方法についてですが、イージーリンク (EZ-Link) という非接触型ICカード (日本でいうSuicaのようなカード) や、クレジットカード・デビットカードのタッチ決済が一般的です。クレジットカードのタッチ決済も利用できるため、手元に準備しておけば、観光客の方でも簡単に乗車することが可能です。

(2) バス

バスはMRT網を補完するように島内全域に路線が張り巡らされており、国内で最も利用されている公共交通機関です。バスの利用者は1日あたり平均370万人を超えています。運行時間は概ね午前6時から深夜24時までで、路線によって異なるものの、基本的には5~10分間隔で運行されています。

MRTと同様に、料金は距離に応じて決定され、1.19S\$~2.47S\$ (135円~281円)と、非常に手頃な価格設定となっています。決済方法はMRT同様、イージーリンクカードやクレジットカード・デビットカードのタッチ決済が一般的です。

表3 : MRT 路線図



(出所 : LTA (陸上交通庁) ホームページ)



写真2 : 現地を走行するバス

また、シンガポールのバスが日本国内のバスと最も異なる点の1つは、通常の1階建てのバスに加えて2階建てバスも運行されていることです。1階と2階で料金が異なることはなく、私はよく2階に上がり、街の景色を楽しみながら移動しています。シンガポールを訪れる際には、ぜひ2階建てバスに乗り、2階からの眺望をお楽しみいただければと思います。

(3) ライドシェア

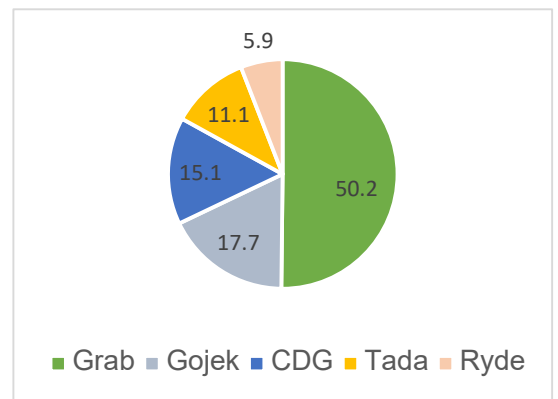
日本ではあまり馴染みがないかもしれませんが、シンガポールに住んでいる私が非常に便利だと感じるのが、ライドシェアサービスです。専用アプリを介して、時間の空いた一般のドライバーが利用者に対して移動サービスを提供するもので、アプリを通じてドライバーと利用者がマッチングされ、サービスが提供される仕組みです。サービスの安全性を一定程度担保するために、ライドシェアのドライバー希望者には、シンガポール政府が定めた条件を満たしたうえで試験を受けることが求められています。



写真3：ライドシェアアプリ

シンガポールのライドシェア市場は年々成長しており、2025年には9.7億米ドル（約1,500億円、1米ドル=156.3円（2024.1.20レート））に達するといわれています。この市場には複数の企業が参加していますが、その中でシェアの多くを占めているのは、シンガポールに本社を構えるGrab社です。表4のとおり、2022年3月時点で市場シェアの約半分を占めています。

表4：シンガポール国内でのライドシェア業界市場シェア（2022年3月時点）



（出所：statista「Revenue share of the ride-hailing market in Singapore in the first quarter of 2022, by company」のデータを基に作成）

スマートフォンを少し操作するだけで配車の予約ができ、決済もオンラインで完結するため、現地の人々にとっても非常に便利な移動手段となっています。価格は公共交通機関と比較すると割高で、移動の時間帯や天候、車種によって変動がありますが、シンガポール中心部から郊外までの約15kmの距離を、概ね30S\$（約3,400円）で移動することができます。決済方法としては、クレジットカードをアプリに紐づけて支払うのが一般的ですが、一部のアプリでは現金での支払いにも対応しています。

4. 電子道路課金システム～通行料を徴収します、他の道を～

これまでとは少し異なる視点からの渋滞緩和策をご紹介します。シンガポールでは道路の混雑を管理するため、特定の時間帯に特定のエリアを通過する乗

用車に料金を課すシステムを採用しています。このシステムが、電子道路課金システム（Electronic Road Pricing、以下ERP）です。ERPは渋滞防止を目的に1998年に導入された制度で、特定の場所に配置されたERPゲートを通過する際に、車両に備え付けられた機器と通信が行われ、日本のETCシステムのように料金が自動で徴収される仕組みになっています。ERPによる徴収料金は時間帯や場所によって異なりますが、ERP料金を避けるためには、代替ルートを使用したり、ERPの作動時間外に移動したり、公共交通機関を利用したりすることが求められ、これにより渋滞の予防が図られています。



写真4：ERPゲート

特にERPが多く設置されているのは車両が集中しやすい中心部のエリアです。ただし、日曜日と祝日はERPエリア内でも料金が課せられないため、無料で走行することができます。

5. オフピークカー制度～車を使わない場合は優遇します～

こちらは渋滞緩和を目的に1994年に導入された制度で、特定の時間帯に車の使用を制限する代わりに、車両の所有者に対してCOE価格の減額などの金銭的なメリットを提供するものです。例えば、制限の1つである「Weekend Car」では、車の運転が可能な時間帯が平日は午後7時から午前7時、土曜日は午後3時から午前7時までに制限されますが（日曜日の制限はなし）、車の所有者はその報酬として金銭的補助を受けることが可能です。

オフピークカー制度を利用するには、車両の所有者がシンガポール陸上交通庁（LTA）に申請してオフピークカーとして登録する必要があります。登録後、指定された時間帯にのみ運転が制限されます。

所定の料金を支払うことで、制限された時間帯でも走行が可能となりますが、仮に料金を支払わずに走行した場合、初回の違反で最高5,000ドル（約570,000円）の罰金が科せられ、2回目以降の違反では最高10,000ドル（約1,140,000円）の罰金が科せられることがあります。

オフピークカー制度により、車両が増えやすい時間帯の交通量を減らし、渋滞の軽減が図られています。

6. おわりに

今回はシンガポールの画期的な渋滞緩和策についてご紹介しました。シンガポールでは、渋滞緩和を目的に数々の政策が実施されており、それが実際に渋滞の緩和につながっています。

一方、鹿児島に目を向けると、とある調査で鹿児島市の渋滞が全国ワースト1位という結果が出ており、鹿児島の人々にとって渋滞は身近かつ解決の糸口が見えにくい問題となっています。鹿児島の渋滞には、地形や河川の存在など、改善が難しい条件も影響しており、特に平地が多いシンガポールとは異なる状況です。

しかし、渋滞緩和策の一例として、シンガポールの画期的な取組を知っていただければと思い、今回の記事を執筆しました。

私自身、鹿児島市内に長く住んでいたため、特に朝の渋滞などは当たり前のこととして感じていました。しかし、鹿児島から離れてシンガポールに来てみると、条件は異なるものの、鹿児島よりも小さな土地に鹿児島よりも多くの人々が住んでおり、それでも渋滞がないという実態に大きな驚きを覚えました。もちろん、地形や人口分布など、さまざまな条件に違いはありますが、シンガポールで画期的な政策を目の当たりにすると、鹿児島で適用可能な試みが存在するのではないかと感じます。今後も、シンガポールで生活する中で「これは良いな」と感じたことを積極的に心に留め、皆様に発信できる場で情報を共有していければと思います。

【参考文献等】

・ Department of Statistics Singapore

<https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/latest-data>

・ 東京都ホームページ

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/tokyoto/profile/gaiyo/kushichoson.html>

<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/jsuikai/js-index.htm>

・ 外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/ranking/mitsudo_t.html

・ National Library Board Singapore

<https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuiid=9fadc994-c8b2-45a9-9f35-372d05703ddc>

・ One Motoring

<https://onemotoring.lta.gov.sg/content/onemotoring/home/buying/upfront-vehicle-costs/certificate-of-entitlement--coe-.html>

https://onemotoring.lta.gov.sg/content/onemotoring/home/driving/vocational_licence/vocational_licence_application.html

<https://onemotoring.lta.gov.sg/content/onemotoring/home/driving/ERP/ERP.html>

https://onemotoring.lta.gov.sg/content/onemotoring/home/driving/OPC.html#buying_e-day_licence

<https://onemotoring.lta.gov.sg/content/onemotoring/home/buying/vehicle-types-and-registrations/car/off-peak-car-schemes.html>

- ・ 一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所

CLAIR REPORT No. 421 「世界に誇るシンガポールの交通政策」

- ・ Statista

<https://www.statista.com/statistics/1030080/singapore-car-ownership-among-consumers/>

<https://www.statista.com/statistics/1006198/singapore-daily-public-bus-ridership/>

<https://www.statista.com/outlook/mmo/shared-mobility/ride-hailing/singapore#sales-channels>

<https://www.statista.com/statistics/1312059/singapore-market-share-of-the-ride-hailing-transportation-industry/>

- ・ 一般社団法人 自動車工業会ホームページ

https://www.jama.or.jp/release/news_release/2024/2505/

- ・ Land Transport Authority

https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/who_we_are/statistics_and_publications/statistics.html

https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/newsroom/2024/8/news-releases/go_on_a_car-free_adventure.html

https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/getting_around/public_transport/rail_network.html

- ・ Public Transport Council

<https://www.ptc.gov.sg/fare-regulation/bus-rail/fare-structure>

- ・ The Straight Times

<https://www.straitstimes.com/singapore/transport/public-transport-ridership-hit-935-of-pre-pandemic-levels-in-2023>

- ・ SBS

<https://www.sbstransit.com.sg/Service/BusService?ServiceType=Basic&ServiceNo=804>

- ・ KYT（鹿児島読売テレビ）ホームページ

<https://news.ntv.co.jp/n/kyt/category/society/kyf37be00c089a432b86dee6c67149ffbd>

【Information】

JETRO【現地ニーズ等活用促進事業】

「南カリフォルニア及びアリゾナ州フェニックスにおける最新消費行動」セミナー参加者募集のご案内

カリフォルニア州ロサンゼルス広域都市圏は経済、人口ともに全米2位の規模を誇ります。日系を含むアジア系の人口が他のエリアと比べて多く、白人系、ヒスパニック系、アフリカ系など他人種を含めて多様かつ複雑な消費市場を形成しています。また、アリゾナ州フェニックス広域都市圏は経済や人口の高成長が続くエリアです。軍事や航空宇宙、電気電子など高度産業が集積しており、近年には日系企業の進出も増えています。こうした背景を踏まえて、米国カリフォルニア州ロサンゼルスとアリゾナ州フェニックスの二つの広域都市圏における日用品の消費市場を整理し、これらエリアに日本の日用品を輸出する企業にとって参考となる情報の提供を目的とした「南カリフォルニア及びアリゾナ州フェニックスにおける最新消費行動に関するレポート」を作成し、同レポートのポイントを解説するセミナーを下記のとおり開催します。これらエリアの消費市場を知る機会となりますので、皆様の御参加をお待ちしております。

●ウェビナー概要

【日 時】 2025年2月4日(火) 10:00～11:00(日本時間)

【開催方法】 オンライン(Zoomを使用)

【言語】 日本語

【参加費】 無料

【申込締切】 2025年2月3日(月) 16:00(日本時間)

※詳細・お申込みはこちらから。

<https://www.jetro.go.jp/events/odb/f2fa98699e246f94.html>

お問い合わせ

海外展開支援部 中堅中小企業課 プラットフォーム班

E-mail: platform-bda@jetro.go.jp

JETRO「JAPAN LINKAGE(ジャパン リンケージ)」事業募集のご案内

今般、ジェトロでは、Japan Streetに登録されているお客様に対し、民間事業者のチャネルや手段を通じた海外市場への多様なアクセス機会を提供することを目的に、【JAPAN LINKAGE】(ジャパンリンケージ)事業を新たに開始いたします。本事業のもとで連携先が提供するサービスを利用することで、Japan Streetへの登録商品を、Japan Street以外のルートでも、世界各国のバイヤーに紹介したり提案したりするチャンスが広がります。Japan Streetへの登録はこれからという方もお申し込みいただけますので、ぜひ皆様ふるってご参加ください。

【実施概要】

- ・事業名: JAPAN LINKAGE(ジャパン リンケージ)事業
- ・連携先: アリババ株式会社、umamill株式会社、株式会社NCネットワーク、orosy株式会社、COUXU株式会社(五十音順)
- ・対象者: Japan Streetにサプライヤーとして登録されている企業
- ・費用: 各連携先の定めに基づき所定の経費(初期費用、月額費用、手数料、等)が発生します。

※詳細はこちらから。

https://www.jetro.go.jp/services/japan_linkage.html

お問い合わせ

ジェトロ デジタルマーケティング部 JAPAN LINKAGE事務局

E-mail: DNE-project2@jetro.go.jp

【Information】

JETRO【会場参加/同時ライブ配信】「ジェトロ農林水産物・食品輸出拡大セミナー in 福岡」のご案内

ジェトロ福岡は、農林水産物・食品分野において、新たに海外展開に取り組む事業者および海外市場での成約率向上を目指す事業者を対象に、輸出拡大セミナーをハイブリッド開催します。当機構の担当コーディネーターが関係機関等と連携し、個社支援を行ってきた数々の具体的事例に基づき、海外展開のノウハウやヒントをお伝えいたします。皆様のご参加をお待ちしております。

【日 時】 2025年2月7日(金曜)14時00分～16時00分

【場 所】 On Your Marks 会議室A・B (福岡市中央区大名2丁目9-5 グランドビル2F)
またはオンライン(Zoom)

【参加費】 無料

【定 員】 ・オンライン 500名
・対面 40名(先着順) *定員に達した場合のみご連絡します

【申込締切】 2025年02月04日(火曜)15時00分

※詳細・お申込みはこちらから。

<https://www.jetro.go.jp/events/fuk/34bccac4d6124517.html>

お問い合わせ

ジェトロ福岡(担当:城野・北島)

Tel:092-471-5635 Fax:092-471-5636

E-mail:fuk@jetro.go.jp

【農水省×関東経産局】「農林水産・食品分野オープンイノベーション・チャレンジピッチを開催」のご案内

農林水産省、経済産業省関東経済産業局及び独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部(以下「中小機構関東本部」という。)は、農林水産・食品分野におけるオープンイノベーションを促進するため、昨年度に引き続き、令和7年2月5日(水曜日)に「農林水産・食品分野オープンイノベーション・チャレンジピッチ」を開催します。大手企業の持つニーズと、中小企業やスタートアップ等の持つシーズをマッチングさせて、オープンイノベーションによる農林水産業・食品産業の振興を目指します。

【日 時】 令和7年2月5日(水曜日)15時00分から17時20分まで

【形 式】 現地及びオンライン(Microsoft Teams)

【場 所】 京橋エドグラン29階(東京都中央区京橋二丁目2番1号)

【対 象】 どなたでもご参加いただけます(企業、自治体、支援機関、地域金融機関、研究機関等)

【申込期限】 令和7年2月4日(火曜日)12時00分

※詳細はこちらから。

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/250108.html>

※お申込みはこちらから。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanto01/food_oip_entry_r6

・イベント当日までに入場用QRコードをご登録メールアドレスへ送付されます。

・申込期限後は、当日現地での入館・参加登録手続きも可能です。

お問い合わせ

独立行政法人中小企業基盤整備機構

関東本部 企業支援部 支援推進課 担当者:橋本、高橋

ダイヤルイン(直通):03-5470-1638

【Information】

GFP【対面開催】「GFP超会議 フラッグシップ輸出産地と考える輸出の未来」のご案内

3/12(水)東京にて、農林水産物の輸出拡大に向けて輸出に取り組む生産者/事業者が一堂に会する輸出コラボレーションイベント“GFP超会議”を開催します！今回は、“フラッグシップ輸出と考える輸出の未来”をテーマとして、今年度から認定がスタートした「フラッグシップ輸出産地*」のロゴ発表や動画による産地の紹介、日本産品を積極的に取扱うバイヤー・輸出支援機関から、最新の海外ニーズ・輸出支援取組等を、セミナーやパネルディスカッション、少人数でのグループ交流会を通じて紹介します！夜の時間帯には、FOODEXに参加している海外バイヤーを招待し、立食形式の試食交流会を行いますので、参加可能な方は是非そちらまで参加頂けると幸いです。皆様の輸出や課題解決のきっかけとなるイベントとなりますので、是非ご参加ください！

*フラッグシップ輸出産地 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/flagship_yusyutsu.html

【開催日時】 2025年3月12日(水) 14:00-20:00 (予定)

【会場】 アクセンチュア・イノベーション・ハブ東京(東京都港区三田1-4-1住友不動産麻布十番ビル8F)

【形式】 現地開催

【参加対象】 全国のGFP事業者様

【参加費】 無料 ※会場までの移動費については、参加者様負担となります

【申込締切】 2025年2月28日(金)

※詳細はこちらから。https://www.gfp1.maff.go.jp/uploads/2025/01/flyer_GFP-Chokaigi2025_v01.00.pdf

※お申込みはこちらから。<https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1735291319TBbZqfza>

お問い合わせ

GFP事務局 営業時間:平日10:00~18:00 担当:土井、伊藤、小栗

電話:090-5715-6703(土井)、090-1128-9766(伊藤)

E-mail: Agri_Exportation_JP@accenture.com

GFVC推進官民協議会(農林水産省)【セミナー】

「海外現地における食品物流について～ASEAN諸国におけるコールドチェーン構築の取組～」のご案内

【日時】 2/18(金) 14時~16時(セミナー)、16時~18時(マッチングセッション)

【場所】 TKP東京駅大手町カンファレンスセンターホール22G
(東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル 22階)

【形式】 対面形式

【申込締切】 2/14(金)

※詳細はこちらから。

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/document/r6/r6_4_haifu.html

※お申込みはこちらから。

<https://forms.office.com/r/mKKz2eCzvv>

お問い合わせ

輸出・国際局国際地域課

代表:03-3502-8111(内線3470)

ダイヤルイン:03-3501-3731

【Information】

見本市情報

～国内開催見本市～

開催期間	見本市名	URL
2月3日(月)～ 2月5日(水) マリンメッセ福岡 A館	ビューティーワールド ジャパン 福岡 【化粧品、美容関連用品、サービス、包装】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/134436">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/134436
2月4日(火)～ 2月7日(金) 東京ビッグサイト 東展示棟	HCJ 2025 - 第46回 フード・ケータリング ショー 【ホテル、レストラン、ケータリング、食品、店 舗用設備・機器】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/139980">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/139980
2月12日(水)～ 2月14日(金) 幕張メッセ	SMTS 2025 - 第59回 スーパーマーケット・ト レードショー 【農林水産・食品、食品加工、店舗用設備、 サービス】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/139988">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/139988
2月13日(木)～ 2月14日(金) 京都パルスプラザ	京都ビジネス交流フェア 2025 【機械・工業技術、金属製品、電気・電子、情 報処理】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/139982">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/139982
2月25日(火)～ 2月27日(木) インテックス大阪	第11回 インターフェックスWeek 大阪 【医療・健康、化粧品、製造、包装】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/138618">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/138618

※掲載されている見本市情報(開催時期や内容)は主催者により変更、延期、中止されることがあります。

～海外開催見本市～

開催期間	見本市名	URL
3月1日(土)～ 3月4日(火) マレーシア / クア ラルンプール	MIFF 2025 - Malaysian International Furniture Fair 【家具・インテリア用品、デザイン】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/140597">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/140597
3月3日(月)～ 3月6日(木) スペイン / バルセ ロナ	4YFN 2025 Barcelona 【イノベーション・スタートアップ、情報・通信、 金融】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/138165">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/138165
3月4日(火)～ 3月8日(土) 中国 / 香港(リア ル・オンライン同時 開催)	香港インターナショナル・ジュエリー・ショー 2025 【宝石、貴金属、アクセサリ】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/135790">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/135790
3月16日(日)～ 3月18日(火) ドイツ / デュッセ ルドルフ	国際ワイン・アルコール飲料展 【食・飲料、サービス】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/135129">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/135129
3月16日(日)～ 3月18日(火) 米国 / ボストン	Seafood Expo North America 2025 【農林水産・食品、輸送・物流、サービス】	<a href="https://www.jetro.go.jp/j-
messe/tradefair/detail/136153">https://www.jetro.go.jp/j- messe/tradefair/detail/136153

※掲載されている見本市情報(開催時期や内容)は主催者により変更、延期、中止されることがあります。

新 着 図 書 資 料 情 報

★ここでは、かごしま海外ビジネス支援センターライブラリーで入手した図書を紹介しています。掲載されている資料は自由に閲覧することができます。

★ライブラリーでは、設置してあるパソコンを自由にご利用いただき、インターネットを使って貿易に関する情報を入手できます。

※セキュリティの為、一部閲覧できないサイトもございます。

★また、図書や資料等の充実を図るため、みなさまからのご要望も受け付けております。揃えてほしい資料等がございましたら、事務局までご連絡ください。

ライブラリー新着図書(R6.12.21～R7.1.20)

番号	資料名	発行者名	受入年月日
1	鹿児島税関支署 管内貿易概況(令和6年10月分)	鹿児島税関支署	2024/12/25
2	鹿児島税関支署 管内貿易概況(令和6年11月分)	鹿児島税関支署	2024/12/25
3	HONG KONG LINER No.107	香港経済貿易代表部	2024/12/27
4	商工連ニュース みなみ風 第569号	鹿児島県商工会連合会	2024/12/27
5	TSR情報 No.3032	株式会社東京商工リサーチ	2024/12/27
6	TSR情報 No.3033	株式会社東京商工リサーチ	2025/01/10
7	台湾情報誌 交流 2024年12月 vol.1005	公益財団法人日本台湾交流協会	2025/01/14
8	AFCフォーラム 2025.1 冬1号	株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部	2025/01/15
9	月刊グローバル経営 1/2月号 No.485	一般社団法人日本在外企業協会	2025/01/15
10	Japanese RESTRANT news Vol.34 No.314	All Japan News , Inc.	2025/01/17
11	TSR情報 No.3034	株式会社東京商工リサーチ	2025/01/17
12	財界九州 1月号 No.1204	株式会社財界九州社	2025/01/20
13	KER Vol.418	株式会社九州経済研究所	2025/01/20

☆☆☆ 鹿児島港（谷山）発着 国際コンテナ航路 ☆☆☆

「鹿児島港国際コンテナヤード」

九州地方港では最大級の冷凍冷蔵輸出入拠点へ

コールドチェーンの拠点として 電源コンテナ保管設備
電源プラグ 60本 対応可能、リーチスタッカーにてCY作業



鹿児島島の物流の中心地鹿児島港（谷山）発着 **琉球海運(株)** 運航スケジュール

鹿児島発 毎週木曜日 13時～

高雄港着 (所要日数 3日間)

高雄発 毎週日曜日 13時～

鹿児島着 毎週火曜日 17時着予定



【鹿児島港国際コンテナヤードでの荷役風景】

【ランプウェイ荷役（船内へシャーシで船積み）】

台湾（高雄港）を拠点に、世界各国へ輸出入コンテナのサービスを行います。

【お問い合わせ先】 ㈱共進組 海外営業部 担当 日高 TEL 099-203-0022

鹿児島県鹿児島市谷山港1丁目2-4 “<http://www.kyoshingumi.co.jp/>”

*** 薩摩川内港（川内港）から世界へ!! ***

3 航路週 5 便で運航!!

1. 国際定期コンテナ航路について

現在、薩摩川内港には、OOCL による国際戦略港湾（神戸）と結ぶ国際フィーダー航路、興亜 LINE（日本総代理店・株式会社シノコー成本）、高麗海運(KMTC)による韓国（釜山）航路、3 航路週 5 便の国際定期コンテナ航路が開設されており、安定したサービスを提供しております。

鹿児島県西部地域の企業へのメリットとして、薩摩川内港を利用することによる国内輸送費の削減、OOCL、興亜 LINE、KMTC のサービスネットワークによる東南アジア／中国／台湾等へのコンテナサービスの利用が可能であり、更に、全世界との物流ルートが確保されます。

■航路



航路概要及び船社紹介

3航路 週5便で運航!!

機能充実(ハーバークレーン更新)、利便性向上の薩摩川内港

▶ 運航スケジュール ◀

韓国(釜山)航路 (興亜LINE) HEUNG-A LINE	韓国(釜山)航路 (高麗海運) KMTC	国際フィーダー航路																								
<p>毎週水曜・金曜 週2便体制</p> <p>(1便目)</p> <p>釜山 → 志布志 → 長崎熊本 → 薩摩川内 → 八代 → 伊万里 → 釜山</p> <p>(月) (火) (水) (木) (金)</p> <p>(2便目)</p> <p>釜山 → 伊万里 → 三池 → 薩摩川内 → 釜山</p> <p>(水) (木) (金)</p>	<p>毎週火・水曜日 週2便体制</p> <p>(1便目)</p> <p>釜山 → 長崎 → 八代 → 熊本 → 薩摩川内 → 釜山</p> <p>(日) (月) (火) (水) (金)</p> <p>(2便目)</p> <p>釜山 → 伊万里 → 門司 → 徳山 → 薩摩川内 → 釜山</p> <p>(金) (土) (日) (月) (火) (水)</p> <p>釜山 → 松山 → 伊予島 → 広島</p> <p>(日) (土) (金) (木)</p>	<p>毎週日曜日・週1便体制 (最大週3便)</p> <p>神戸 ↔ 薩摩川内 (土)</p> <p>※国際フィーダー航路は貨物量に応じて増便</p>																								
 <p>《 船 社 》</p> <p>【興亜LINE株式会社】(韓国) HEUNG - A LINE CO.,LTD.</p>	 <p>《 船 社 》</p> <p>【高麗海運株式会社】(韓国) Korean Marine Transport Co.,LTD.</p>	 <p>《 船 社 》</p> <p>【OOCL(オリエントオーバーシーズコンテナライン)】(香港) ORIENT OVERSEAS CONTAINER LINE LTD. JAPAN BRANCH</p>																								
<p>《 日本総代理店 》</p> <p>【株式会社シノコー成本】 SINOKOR SEIHON CO.,LTD. 〒103-0077 東京都中央区日本橋二丁目13-10日本橋サンプラザビル2F TEL: 03-3273-4981 FAX: 03-3281-8605</p>	<p>《 日本総代理店 》</p> <p>【高麗海運ジャパン株式会社】 〒105-0004 東京都港区新橋 1丁目 18-16 TEL: 03-3500-5055</p>	<p>《 国内運航 》</p> <p>【井本商運株式会社】 IMOTO LINES CO.,LTD. 〒650-0035 神戸市中央区浪花町59神戸朝日ビル22F TEL: 078-322-1600 FAX: 078-322-1620</p>																								
<p>川内港代理店</p> <p>【日本通運株式会社 川内支店 川内海運事業所】 〒899-1924 鹿児島県薩摩川内市港町360-16 TEL: 0996-31-2521 FAX: 0996-31-2522</p>	<p>川内港代理店</p> <p>【中越物産株式会社】 〒899-1924 鹿児島県薩摩川内市港町字松原360-21 TEL (0996)26-3335 FAX (0996)26-3310</p>	<p>川内港代理店</p> <p>【日本通運株式会社 川内支店 川内海運事業所】 〒899-1924 鹿児島県薩摩川内市港町 360-16 TEL: 0996-31-2521 FAX: 0996-31-2522</p>																								
<p>乙仲業務・通関業務</p>																										
<p>【鹿児島海陸運送株式会社 谷山営業所】 〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山港 3-1-13 TEL: 099-262-0005 FAX: 099-262-0070</p>	<p>株式会社 共進組 外航事務所 〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山港 1丁目 24 TEL: 099-203-0794 FAX: 099-260-0795</p>	<p>株式会社 上組 鹿児島支店 〒891-0122 鹿児島県鹿児島市南栄 3丁目 19-3 TEL: 099-269-4523 FAX: 099-267-7838</p>																								
<p>運航スケジュール</p> <p>※中国定期コンテナ航路、台湾定期コンテナ航路については、休止中</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 港</td> <td>1 便</td> <td></td> <td>1 便</td> <td>2 便</td> <td></td> <td>1 便</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行 先</td> <td>神戸</td> <td>-</td> <td>釜山</td> <td>釜山</td> <td>-</td> <td>釜山</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>			日	月	火	水	木	金	土	入 港	1 便		1 便	2 便		1 便		行 先	神戸	-	釜山	釜山	-	釜山	-
	日	月	火	水	木	金	土																			
入 港	1 便		1 便	2 便		1 便																				
行 先	神戸	-	釜山	釜山	-	釜山	-																			

2. 川内港唐浜地区整備 国直轄事業化

令和3年度、唐浜地区国際物流ターミナル整備が決定し、長さ230m、水深12m岸壁を設置し、岸壁は25年度、全体は27年度完成予定です。

これにより、**3万トン級の原木運搬船**、**2万3千トン級のコンテナ船**が入港可能となります。

また、平成27年3月には、南九州西回り自動車道の『薩摩川内高江ICー薩摩川内都IC』が開通し、『鹿児島ー薩摩川内水引』間が全線開通したことから、薩摩川内港への交通アクセスが更に充実しました。

川内港初の 国直轄事業化(港湾計画)の概要



国際物流拠点化へ

今回計画での
主な対応

〈物流・産業〉

- ・新たな用地造成、コンテナ・原木を扱う多目的ターミナルの整備
- ・用地造成等とあわせた機能配置の再編、貨物保管機能の拡充
- ・物流機能強化とあわせた原木輸出に係る港湾間連携

〈安全・安心〉

- ・緊急物資輸送、地域産業の事業継続に資する耐震強化岸壁の整備
- ・内港エリアにおける小型船の収容施設の整備

地区名	総事業費	事業区分	施設名	全体数量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
唐浜地区	160億円	直轄	岸壁(水深12m)(耐震)	230	m							
			航路・泊地(水深12m)	22.0	ha							
			泊地(水深12m)	1.1	ha							
		起債	ふ頭用地	5.0	ha							
			荷役機械	1	基							

暫定供用

3. 薩摩川内港貿易補助金

①補助対象者

川内港において外貿定期コンテナ船（内航フィーダーコンテナ船を含む）又はその他外国船を利用し、外国との商取引を行う企業（個人経営者含む）に対して交付する。

②補助金

新規利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■コンテナ貨物（1個当たり） 10万円 ■1年度当たりの上限額 10万円
継続利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■コンテナ貨物（1個当たり） 2万円 ■1年度当たりの上限額 50万円
リーファコンテナ加算	■コンテナ貨物（1個当たり） 1万円加算
産直港湾農産品加算	■コンテナ貨物（1個当たり） 1万円加算
薩摩國農産品加算	■コンテナ貨物（1個当たり） 2万円加算
新規・継続利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■バラ貨物（1Kg当たり） 1円 ■1年度当たりの上限額 40万円

※製紙原材料であるチップの貿易活動は対象外となります。

※新規利用事業者：川内港貿易補助金の交付実績のない事業者

※継続利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けている事業者

※コンテナは20フィート・40フィートに関わらず同額となります。

※薩摩國農産品加算は、薩摩國広域輸出促進協議会を構成する自治体内で収穫、生産又は製造された農産品の輸出を対象とする。

4. 薩摩川内港木材輸出促進補助金

①補助対象者

薩摩川内港を利用して木材を輸出した企業（個人経営者を含む。）に対して交付する。
なお、川内港貿易補助金との重複受給はできません。

②補助金（常熟港外）

新規利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■コンテナ貨物（1個当たり） 4万円 ■1年度当たりの上限額 120万円
継続利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■コンテナ貨物（1個当たり） 3万円 ■1年度当たりの上限額 90万円
新規・継続利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■バラ貨物（1Kg当たり） 1円 ■1年度当たりの上限額 90万円 <p>※バラ貨物は1回の貿易行為当たり45万円を上限とし、1年度あたり2回を上限とする</p>
燻蒸加算 (新規・継続利用事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ■コンテナ貨物 川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくん蒸に要した費用に対して補助する。50㎡以上のくん蒸1回当たり15万を加する。1年度当たり3回を上限とする。 ※くん蒸箇所は川内港周辺部（薩摩川内市港町）に限る。 ■バラ貨物 川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくん蒸に要した費用に対して補助する。50㎡以上のくん蒸1回当たり15万を加する。1年度当たり2回を上限とする。 ※くん蒸箇所は川内港周辺部（薩摩川内市港町）に限る。

※新規利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けていない事業者

※継続利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けている事業者

※コンテナは20フィート・40フィートに関わらず同額となります。

③補助金（常熟港）

新規利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■コンテナ貨物（1個当たり） 5万円 ■1年度当たりの上限額 150万円
継続利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■コンテナ貨物（1個当たり） 4万円 ■1年度当たりの上限額 120万円
新規・継続利用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■バラ貨物（1Kg当たり） 1円 ■1年度当たりの上限額 180万円 <p>※バラ貨物は1回の貿易行為当たり45万円を上限とし、1年度あたり4回を上限とする</p>

燻蒸加算 (新規・継続利用事業者)	■コンテナ貨物 川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくん蒸に要した費用に対して補助する。50㎡以上のくん蒸1回当たり15万を加する。1年度当たり3回を上限とする。 ※くん蒸箇所は川内港周辺部(薩摩川内市港町)に限る。 ■バラ貨物 川内港からコンテナ貨物として輸出される木材のくん蒸に要した費用に対して補助する。50㎡以上のくん蒸1回当たり15万を加する。1年度当たり4回を上限とする。 ※くん蒸箇所は川内港周辺部(薩摩川内市港町)に限る。
-----------------------------	--

※新規利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けていない事業者
 ※継続利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金の交付を受けている事業者
 ※コンテナは20フィート・40フィートに関わらず同額となります。

5. 薩摩川内港製材輸出促進補助金

①補助対象者

薩摩川内港を利用して製材を輸出した企業（個人経営者を含む。）に対して交付する。なお、川内港貿易補助金及び川内港木材輸出促進補助金との重複受給はできません。

②補助金

新規利用事業者	■コンテナ貨物(1個当たり) 6万円 ■1年度当たりの上限額 180万円
継続利用事業者	■コンテナ貨物(1個当たり) 4万円 ■1年度当たりの上限額 120万円
新規・継続利用事業者	■バラ貨物(1Kg当たり) 2円 ■1年度当たりの上限額 100万円 ※バラ貨物は1回の貿易行為当たり50万円を上限とし、1年度あたり2回を上限とする

※新規利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金及び川内港製材輸出促進補助金の交付を受けていない事業者
 ※継続利用事業者：前年度及び前々年度に川内港補助金及び川内港製材輸出促進補助金の交付を受けている事業者
 ※コンテナは20フィート・40フィートに関わらず同額となります。

6. 小口混載サービス利用促進補助金

①補助対象者

川内港を利用した外貿定期コンテナ船を利用する利用運送事業者（第2種）による小口混載サービスを受けた事業者（個人事業者含む）。なお、川内港貿易補助金との重複受給はできません。

②補助金

小口混載利用事業者	■小口コンテナサービス利用(1回当たり)1万円 ※1交付対象者当たり10回までを上限とする
-----------	---

7. 川内港農産品輸出促進トライアル補助金

①補助対象者

川内港を利用し、新たに農産品の輸出に取り組む事業者、または、新たな国・地域へ農産品の輸出に取り組む企業（個人経営者を含む。）に対して交付する。なお、川内港貿易補助金との重複受給はできません。

②補助金

補助対象経費	■国内での輸送に要する経費 ■川内港から仕向港への会場輸送に要する経費 ■国内荷役・梱包・保管等に要する経費 ■通関・検疫等の輸出手続きに要する経費
補助額	補助対象経費に1/2とする。ただし、1補助対象者1年度あたり20万円を上限とする。

8. リーファーコンセントの口数について

440V：25口（令和2年度増設しました）

9. リーファコンセント利用促進補助金

川内港冷蔵・冷凍用電源施設（リーファコンセント）を利用した事業者（個人事業者含む）

リーファコンセント利用事業者	■鹿児島県が請求する冷蔵・冷凍用電源施設（リーファコンセント）料の1/2 ※鹿児島県港湾管理条例で1時間 350円となっているリーファコンセント使用料1/2助成することで1時間あたり 175円とする。
----------------	---

10. 川内港内航移出入モーダルシフト補助金

①補助対象者

川内港において内航定期コンテナ船を利用し、内国貨物を移出入した荷主（個人経営者を含む）に対して交付する。

②補助金

新規・継続利用事業者	■コンテナ貨物（1個当たり） 1万円 ■1年度当たりの上限額 20万円
------------	--

※コンテナは20フィート・40フィートに関わらず同額となります。

11. 川内港海外展開支援補助金

①補助対象者

川内港を利用し市内産品の販路拡大による海外展開を図ろうとする事業者に交付するものとする。

②補助金

補助対象経費	■参加料、渡航費、宿泊費、搬送経費、検査料、通訳料、相談料 ■出展用パンフレット等の制作経費 ■その他会長が必要と認める経費
補助額	■補助対象経費額の2分の1 ■1年度当たりの上限額 1補助対象者20万円

【問い合わせ先】

薩摩川内市貿易振興協会（薩摩川内市国際交流センター内）

TEL・FAX 0996-25-3300

薩摩川内市 経済シティセールス部 産業戦略課

TEL 0996-23-5111（内線5771）FAX 0996-20-5570

志布志港～南九州における国内外との物流拠点～

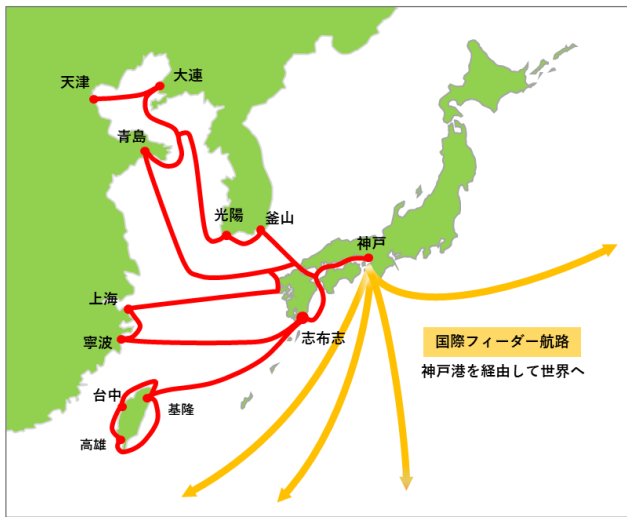
1 志布志港について

志布志港は、九州南東部の太平洋に面した地理的優位性と国内有数の農畜産地域である南九州地域を背後に有し、南九州地域における国内外の物流拠点、飼料供給基地として背後地域の産業を支えています。



2 世界とつながる航路ネットワーク

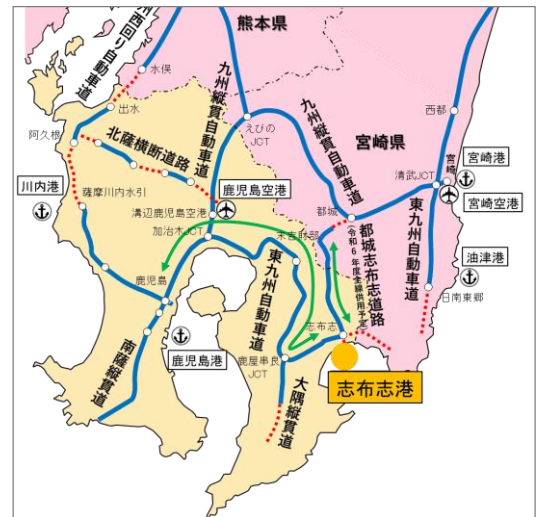
志布志港では、外貿定期コンテナ航路が、中国、台湾、韓国と国際フィーダー航路を含めた4航路週10便体制で就航しており、神戸や釜山でのトランシップにより世界各国と結ばれています。また、大阪、東京、沖縄等を結ぶ内航フェリー・RORO船も充実しております。



3 交通ネットワークの整備

東九州自動車道や都城志布志道路（令和6年度全線供用予定）など広域道路ネットワークの整備により、志布志港へのアクセス性が向上しています。

志布志港を活用し、モーダルシフトをより一層進めることでカーボンニュートラルの実現やトラック運転手の労働時間規制への対応が期待されます。



4 産直港湾

志布志港では、背後地域が農林水産物の一大生産地となっているポテンシャルを活かし、新若浜地区国際コンテナターミナルを活用した農林水産物・食品の輸出促進に取り組んでいます。

ターミナル内の公共上屋に温度・衛生管理が可能な荷捌き施設（冷凍・冷蔵倉庫／ドックシェルター等）を新たに整備し、全国で3港目の産直港湾として、大ロット輸出産地の形成に向けた輸出環境の強化を図ります。

- Potential -

農業 産出額	全国2位 4,997億円(R3)	木材 生産額	全国9位 1,266千m ³ (R3)	漁業 産出額	全国5位 649億円(R2) <small>(海面漁業・養殖業)</small>
生産量	お茶(荒茶) 全国2位	養殖ブリ・カンパチ 全国1位	ウナギ 全国1位		
	ミナミマグロ 全国1位	かつお節 全国1位			
飼養 頭羽数	肉用牛(和牛) 全国1位	豚 全国1位	採卵鶏 全国3位	ブロイラー 全国1位	
	さつまいも / さやえんどう / そらまめ オクラ / 夏みかん など いずれも全国1位				

貴社生産の農林水産物・食品等を 志布志港から輸出してみませんか？ (小口混載からも可。)

志布志港 小口混載 検索

南九州の農林水産物・食品を、
志布志港から世界へ！

志布志港、**冷凍小口混載輸出**
を始めました！！



令和4年5月に、
小口貨物を混載して、
海外輸出しました！

ぜひ、志布志港から
農林水産物・食品の輸出を
一緒にしてみませんか？

【志布志港から各地への輸送日数】

【小口冷凍貨物】

【小口ドライ貨物】

仕向地(輸出先国)	所要日数
香港港(中国)	11日
シンガポール港	17日
基隆港(台湾)	7日

仕向地(輸出先国)	所要日数
香港港	14日
高雄港(台湾)	15日
基隆港(台湾)	17日
バンコク港(タイ)	19日
レムチャバン港(タイ)	22日
ハイフォン港(ベトナム)	17日
シンガポール港	22日

仕向地(輸出先国)	所要日数
ロサンゼルス港	30日
ニューヨーク港	39日
シカゴ港	47日
ロッテルダム港(オランダ)	54日
サウザンプトン港(イギリス)	55日
ドバイ港(UAE)	38日
シドニー港(オーストラリア)	36日



※上記の仕向地(輸出先国)は一部であり、**世界180カ国への輸出が可能**です。まずはご相談ください！
～【農林水産物・食品の海外輸出に興味がある場合は、以下の連絡先までご連絡ください】～

【小口混載に関する相談窓口】 イーキューワールドワイド(株) 080-6215-9384

【輸出に関する相談窓口】 志布志市役所 099-472-1111

【輸出全般の相談窓口】 みなと振興係 内線 (251・253) minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp

【企業に関すること】 企業立地推進係 内線 (252・254) kigyouritti@city.shibushi.lg.jp

【農産物に関すること】 茶業振興係 内線 (434・431) tyagyousinkou@city.shibushi.lg.jp

【輸出通関手続きに関する相談窓口】

(株)上組志布志支店 099-473-2497 / 日本通運(株)志布志支店 099-472-1121/

東洋埠頭(株)志布志支店 099-472-1771 / (株)山下回漕店 099-472-1401

鹿児島海陸運送(株) 志布志営業所 099-472-7666

志布志港食品輸出小口貨物助成事業

志布志港湾振興協議会

◆事業目的◆

食品等の小口貨物を輸出するニーズの高まりや国が農林水産物・食品輸出目標額を5兆円(2030年まで)に設定(令和2年3月31日)したことを受けて、志布志港発着する外貿コンテナ定期航路、または、国内定期航路を利用する食品の小口・混載貨物コンテナを輸出する荷主企業に対して、予算の範囲内で輸出に係る経費の一部を助成し、輸出促進を図ることを目的としています。

◆助成内容◆

対象者	要件	助成額
<ul style="list-style-type: none">・日本国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している企業・船荷証券(B/L)の出しの荷主企業	<ul style="list-style-type: none">・志布志港発着の外貿コンテナ定期航路及び国内定期航路を活用した輸出コンテナ(リーファー及びCA)貨物・通関手続きが長崎税関鹿児島税関支署志布志出張所管轄でなされた貨物・小口貨物及び複数企業によるコンテナ混載の食品貨物(LCL貨物)	<ul style="list-style-type: none">・助成額 ドライ:1万円/1RT 冷凍:2万円/1RT・1コンテナ当たり助成限度額 ドライ:3万円/1荷主 冷凍:6万円/1荷主・年間助成金限度額 ドライ:30万円/1荷主 冷凍:60万円/1荷主

◆申請方法◆

小口貨物の荷主の場合は、(1)に掲げる①③④と必要に応じて⑤⑥を提出。
複数荷主による小口混載貨物において、荷主の代表者が一括申請を行う場合は、①～④及び必要に応じて⑤⑥を提出。

(1) 助成金申請に必要な書類

- ① 助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 助成金申請代表者同意確認書(様式第2号) ※荷主代表者による申請の場合
- ③ 船荷証券(B/L)の写し
- ④ 輸出許可通知書の写し
- ⑤ 輸出小口混載貨物輸送証明書(様式第3号) ※国内定期航路利用時のみ
- ⑥ 定款及び法人の登記事項証明書 ※志布志市輸出関連助成金新規利用者のみ

(2) 助成金請求に必要な書類

- ① 助成金交付請求書(様式第5号)
- ② 助成金交付決定通知書(様式第4号)の写し ※当協議会からの決定通知書

【お問合わせ】

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号
志布志港湾振興協議会事務局(志布志市役所 港湾商工課みなと振興係内)
TEL:099-472-1111(内線253) FAX:099-473-2203
MAIL:minatoshinkou@city.shibushi.lg.jp

相談料
無料！！

貿易相談のご案内

(公社)鹿児島県貿易協会では、県内企業等の海外事業展開を支援するため、貿易実務・関税・金融など専門のアドバイザーによる貿易相談を実施しています。

海外との貿易取引に関する基礎知識、輸出入の諸手続き、交渉の進め方、決済の方法、その他海外との取引に関する様々なご相談に応じることにしています。

現在、既に海外との貿易を展開中の方、これから海外貿易を検討したいと考えておられる方などお気軽に貿易相談をご活用ください。

オンラインでの相談も実施しております！！

- 相談日：随時
- 時間：随時
- 場所：鹿児島市鴨池新町10番1号
(鹿児島県庁10階 販路拡大・輸出促進課)
※オンラインでの相談可
- 相談料：無料
- アドバイザー：貿易実業者、金融機関、通関実務者、
商社等からの専門アドバイザーが対応。
- 相談方法：個別相談
(事前に電話等でご予約ください。)
TEL：099-251-8484



～アドバイザーのご紹介～

担当	アドバイザー	役職名
実務	弓場 秋信	弓場貿易(株) 代表取締役
通関	梅木 洋一郎	(株)共進組 海外営業部 執行役員部長 通関士
通関	前屋 隆一	鹿児島海陸運送(株)谷山営業所 通関課 課長代理 通関士
金融	森口 真也	(株)鹿児島銀行 国際ビジネス支援部 国際ビジネス推進室 室長

翻訳・通訳サービスの御案内【アイエス通訳システムズ】

アイエス通訳システムズでは、翻訳・通訳サービスを承ります。貿易協会会員は割引価格（一般の5%引き）で利用できます。

海外への手紙、契約書の翻訳や通訳についてお気軽にお問合せ下さい。

(基準翻訳料金表)				
日本語→外国語		言語	外国語→日本語	
貿易協会会員	一般		貿易協会会員	一般
¥7,125～	¥7,500～ (400字/1頁)	英語	¥3,800～	¥4,000～ (400字/1頁)
¥7,125～	¥7,500～ (400字/1頁)	韓国語	¥3,800～	¥4,000～ (400字/1頁)
¥7,125～	¥7,500～ (400字/1頁)	中国語	¥3,800～	¥4,000～ (400字/1頁)
¥7,600～	¥8,000～ (400字/1頁)	その他	¥4,750～	¥5,000～ (400字/1頁)
一般通訳（英中韓）料金表				
	貿易協会価格		一般価格	
1日料金（8H）	¥57,000+税		¥60,000+税	
半日料金（4H）	¥33,250+税		¥35,000+税	

【お問い合わせ先】

〒892-0824 鹿児島市大黒町 4-1-2F
TEL : 099-227-5173 FAX : 099-227-2767
Email: info@ists.jp



通訳・国際ビジネス支援サービスの御案内【Satsuma Craftworks】

Satsuma Craftworks では、ドイツ語・英語の通訳をはじめ、営業・マーケティング支援等、とくにヨーロッパとのビジネスをサポートいたします。簡単な調査からご出張や視察のコーディネート、営業のアポイントメント等、お気軽にご相談ください。貿易協会会員様向けの国内通訳料金は下記の通りです。

商談・視察・研修等の通訳 貿易協会価格（令和6年度）		
	英語	ドイツ語
1日料金（8H）	52,000円（税込）	55,000円（税込）
半日料金（4H）	33,000円（税込）	35,000円（税込）

【お問い合わせ】

Satsuma Craftworks
〒891-0114 鹿児島市小松原
Tel : 050-5539-7202
E-mail : contact@satsuma-cws.com
Web : <https://satsuma-cws.com/interpretation/>

メーリングリストの御案内

当協会では、貿易情報を迅速に提供・交換するためインターネットを使ったメーリングリスト（以下「ML」という）を開設しています。

商談会や見本市、セミナー・イベントなどの最新情報等を随時発信しています。

参加登録は随時受け付けておりますので、関心のある方は事務局(info@kibc-jp.com)までご連絡ください。

(ML とは、リストに参加している全員に同一のメールを同時に一斉配信するインターネットの機能です)

※ご質問等に関しては、当協会アドレス(info@kibc-jp.com)へお願いいたします。

ML に直接返信されるとリスト内メンバー全員に流れてしまいます。

鹿児島県貿易協会公式Instagramの御案内

公益社団法人鹿児島県貿易協会の公式 Instagram を開設しました。

当協会が実施する事業やイベントなど、貿易に関する情報を随時発信していきますので、ぜひフォローと「いいね！」をお願いします！

★公益社団法人鹿児島県貿易協会公式 Instagram **アカウント名 : trading.kboueki**

URL: <https://www.instagram.com/trading.kboueki/>

★公益社団法人鹿児島県貿易協会公式 Instagram QR コード★



TRADING.KBOUEKI

鹿児島県貿易協会新規入会会員の募集

当協会では、新規に入会していただける会員企業を広く募集しております。
鹿児島県下に事務所や事業所を有し、海外との取引に興味のある企業をご存知でしたら、
ぜひ事務局までご紹介くださいますようお願いいたします。

貿易協会概要

鹿児島県下に事業所を持つ貿易業及びこれに関連する事業を営む者並びに関係機関・団体
等で構成される公益社団法人です。

会員の相互の連携により、海外ビジネス情報の交換、海外市場の調査、海外取引の斡旋、
研究発表などを実施し、海外貿易の促進・振興を図り、鹿児島の経済発展に寄与すること
を目的に活動しています。

【設立】：1957年2月22日

【会員数】：125社（令和6年12月1日現在）

【役員】：会長 塩田 康一

理事 20名

監事 2名

貿易協会の業務

- ① 海外市場開拓の支援
見本市参加、商談会開催
- ② 貿易相談
取引業務や苦情処理など貿易を巡る諸相談
- ③ 貿易講演会等の開催
海外市場等に関するセミナーや講演会
- ④ 貿易刊行物の発行・頒布
貿易ニュース鹿児島、ACCESS
- ⑤ インターネットを活用した情報発信
ホームページ、メーリングリスト
- ⑥ かごしま海外ビジネス支援センターの運営
県内企業・個人に対する海外ビジネスの支援

入会金と会費

【入会金】個人 3,000 円（2種会員）

団体 3,000 円（1種・2種・3種会員共通）

【会費】1種会員費・・・団体 30,000 円（年額）

2種会員費・・・個人 24,000 円（年額）

団体 24,000 円（年額）

3種会員費・・・団体 50,000 円（1口あたり/年額）

※1種会員とは外国航路船舶会社、通関業者、金融機関、役員所属企業など。

※3種会員とは地方公共団体、商工会議所、商工会の団体。